

[お願いいたします。]

鳥獣保護法の施行規則が下段枠内です。(法などの一部は通称や略称)

旧・アニマルウエルフェア連絡会／現・アニマル&ヒューマンウエルフェアは、「(ノネコ) は、国が種名についての学術的な裏付け無しに、昭和24年にあらたに付した名称で、国際的な学名ではない。さらに国内では、国が昭和48年の動物愛護法に愛護動物とした猫は、狩猟鳥獣ではない。」と言いつけています。

webのフリー百科では、イエネコの種名が *Felis silvestris catus*、またヤマネコ別種のイエネコやネコ(猫・ねこ)は *Felis catus* です。これらの種名には、鳥獣保護法の施行規則の狩猟鳥獣(ノネコ)の名称の動物はいません。

そこで、有識者の皆さまへお願いいたします。

*Felis catus* とゆう種名の、科名がねこ科で、動物界・哺乳綱・ねこ目で、「学名に相当する和名その他の名称」の動物が、動物学などの学術的にご専門のお立場から、イエネコ・ネコのほかにいるのか?いないのか?、分りませんのでおたずねしたいのです。昭和24年から続く国の過ちを正すためです。

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

< 略 >

### (狩猟鳥獣)

第三条 法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

< 略 >

別表第二 狩猟鳥獣 (第三条関係)

< 略 >

< 枠内は別表第二から抜粋引用 >

動物界	
哺乳綱	
ねこ目	
科名 ねこ科	種名 <i>Felis catus</i> (ノネコ)
	< 略 >
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。

(辞書によると「学名」は、生物の世界共通の呼称)

